

令和6年度第2回川崎市環境審議会 会議録

- 1 開催日時 令和7年1月27日（月）午前10時00分から午後0時02分まで
- 2 開催場所 川崎市役所本庁舎復元棟3階301会議室及びZoomによるテレビ会議

3 出席者氏名

（1）委員（50音順、敬称略）

飯田 晶子、池田 俊介、佐土原 聡、篠倉 美紀、関口 和彦、
高橋 慶子、田口 澄也、寺園 淳、徳野 千鶴子、中島 伸、中嶋 豊、
馬場 健司、水庭 千鶴子、森脇 厚一郎、吉村 千洋、與本 剛三、
若松 伸司、鷺北 栄治、渡辺 敏彦（19名）

（2）事務局

・環境局関係

菅谷環境局長、日向総務部長、神山脱炭素戦略推進室長、藤田環境対策部長、水口生活環境部長、山本廃棄物政策担当部長、石原施設部長、藤田企画課長、喜多地域環境共創課長、千室環境対策推進課長、山田廃棄物政策担当課長、増田減量推進課長、宝田収集計画課長、木下廃棄物指導課長、池田処理計画課長、佐藤環境対策推進課課長補佐

・建設緑政局関係

福田建設緑政局長、河合緑政部長、藤野企画課長、中村みどりの管理課長、渡邊みどりの保全整備課長

4 議題

- （1）今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方について（答申案審議）
- （2）（仮称）川崎市循環型社会形成推進基本計画の考え方について（中間報告）
- （3）緑の保全及び緑化の推進に関する施策に係る申出について（報告）
- （4）令和6年度版かわさき環境白書について（報告）
- （5）その他

5 配布資料

資料 1－1 今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方について
(報告)

資料 1－2 今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方について
【概要】

資料 1－3 今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方について
(答申案)

資料 2 (仮称) 川崎市循環型社会形成推進基本計画の考え方について (中間
報告)

資料 3 緑の保全及び緑化の推進に関する施策に係る申出について

資料 4－1 令和 6 年 (2024) 度版かわさき環境白書【本編】

資料 4－2 令和 6 年 (2024) 度版かわさき環境白書【資料編】

参考資料 1 川崎市環境審議会委員名簿

参考資料 2 市側出席者名簿

6 公開又は非公開の別 公開

7 傍聴人の数 1 人

8 発言の内容 次のとおり

－開会－

○事務局（環境局総務部長）

（審議会の成立、傍聴者の確認）

○環境局長挨拶

改めまして、おはようございます。川崎市環境局の菅谷でございます。日頃から、本市の環境行政をはじめ、市政全般につきまして御理解、御協力をいただきまして誠にありがとうございます。この場を借りて御礼申し上げます。

昨年、本市は市制100周年を迎えまして、歴史的な節目を迎えたわけですがけれども、その中で、全国都市緑化かわさきフェアなどをはじめ、様々な取組を開催させていただいて、皆さんと一緒に100周年の取組を進めてまいりました。本年は、令和7年は101年目の新たなスタートということ、川崎市としては基本計画となる総合計画を策定していく年度となります。環境分野におきましても、現在、審議会で諮問させていただいている案件もあるような状況でございます。

また、本年は、廃棄物処理施設の中長期的な整備構想を策定する、そして、プラスチック一括回収を南部の川崎区だけ今やっているのですがけれども、幸区、中原区のほうに拡大する、そして、地球温暖化対策等の推進に関する条例に基づきまして、特定の建築物、事業者に対して太陽光発電設備の導入の義務化制度を開始すると、2050年にカーボンニュートラルに向けて、本市として本年もしっかりと取組を進めてまいりたいと考えております。

さて、本日の審議会でございますけれども、昨年5月に諮問をさせていただきました2つの案件について議題とさせていただいております。1つ目の議題の今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方につきましては、答申案審議となっております。本市がこれまで取り組んできた制度の課題等を基に、これまで大気や水などの環境保全部会で活発な議論を重ねていただき取りまとめたものと伺っております。部会長はじめ部会の委員の皆様、この場を借りてお礼申し上げます。ありがとうございます。

2つ目の議題の（仮称）川崎市循環型社会形成推進基本計画の考え方につきましては、現在も資源循環部会で審議中となっている案件でございます。今回は中間報告となっているものでございます。部会の皆さん、中間報告のまとめ、ありがとうございます。

また、ほかにも報告案件が2つございます。審議会委員の皆様におかれましては、これまでの豊富な経験や専門的な知見から、貴重な御意見、御指導をいただければ幸いです。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（環境局総務部長）

（議事の紹介）

○事務局（企画課長）

（資料等の確認）

○事務局（環境局総務部長）

それでは、ここからの議事は会長にお願いしたいと存じます。佐土原会長、よろしくお願いいたします。

○佐土原会長

おはようございます。佐土原です。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。

初めに、議題1「今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方について」議事に入りたいと思います。

昨年の5月15日に諮問を受けました「今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方について」は、大気や水などの環境保全部会で御審議をいただいております。本日は、最終の報告書を取りまとめていただいておりますので、部会から御報告をお願いしたいと思います。その後に、答申の取りまとめに向けた審議を行いたいと思います。

それでは、若松部会長、よろしくお願いいたします。

○若松部会長

おはようございます。大気や水などの環境保全部会の部会長を務めさせていただきました若松です。今日はよろしくお願いいたします。

今お話がありましたとおり、昨年5月に諮問を受けまして、これまで4回にわたりました、今後の事業者の自主的な取組のあり方につきまして審議を重ね、今回、報告書の案を

取りまとめさせていただきました。環境に配慮することは、事業者、市民、行政において、ともに必要なことと考えますが、前回、第1回の審議会では、中小規模の事業所の負担が増えることを御懸念される委員の方もいらっしゃったと思います。我々としては、条例で強制するのではなく、日常管理でどういった対応をすべきかの情報を届けるなどを行いながら、あくまでも自主的な環境配慮を広げていく取組を提案しております。また、既に環境配慮に取り組んでおられる事業所に対しましては、より一層、取組が進められるように、環境配慮を深め、広げる取組など、幾つかのポイントとなる取組を挙げて提案いたしております。具体的な中身につきましては、この後、事務局から説明させていただきますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、事務局のほうで御説明をよろしくお願いいたします。

○事務局（環境対策推進課長）

事務局を務めております環境対策推進課の千室と申します。

それでは、今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方につきまして、資料1－2の概要版を使いまして部会報告をさせていただきます。

2ページを御覧ください。環境審議会への諮問の背景でございますが、大気・水環境計画に掲げる事業者の自主的な取組のさらなる促進に向けまして、条例など各種制度の見直しを行うため、昨年5月にこの環境審議会へ諮問し、これまで事業者の自主的取組のあり方について、大気や水などの環境保全部会で審議を行ってまいりました。川崎市では、公害防止等生活環境の保全に関する条例におきまして、事業者の自主的取組に関する条項としてこちらの3つの制度を、また、大気・水環境計画において基本施策Ⅱの4つの大きな施策の柱の一つとして、事業者の自主的な取組の促進を位置づけているところでございます。

3ページを御覧ください。こちらからは、部会報告書、「第1章：川崎市の現状と課題」でございます。主な環境基準の達成状況でございますが、表中、赤字の部分が非達成の項目となっております。

取組の状況を御覧ください。これまでの規制を中心とした対策の推進により、大気や水環境は大幅に改善されておりますが、一部の項目が非達成となっております。非達成の項目につきましては、大気・水環境計画のリーディングプロジェクトに位置づけるなど、環境基準の達成を目指し、調査・研究をはじめとする様々な取組を行っているところでござ

います。また、大気・水環境計画につきましては、前のページに計画の施策体系を載せておりますが、基本施策Ⅰでしっかりと環境負荷を低減させるとともに、基本施策Ⅱでさらなる環境負荷低減と市民実感の向上を図るため、市民、事業者ともに環境配慮に取り組んでいるところでございます。

4 ページを御覧ください。「第2章：環境配慮に取り組む目的と必要性」でございます。背景①広域的な環境影響につきましては、一つの事業所や市民一人一人が地域環境に及ぼす環境負荷は小さくなくても、それが積み重なってトータルで地域環境に影響を与えてしまうこともございます。背景②地域環境に対する市民の満足度につきましては、令和元年度に実施したアンケート調査によりますと、市民が十分満足しているとは言えない結果となっております。背景③苦情・事故の状況につきましては、過去5年間の発生状況を地図に落とし込んでおりますが、苦情・事故は市内全域で起こっており、その中には原因が特定できない苦情もございます。こういった状況を踏まえまして、環境配慮に取り組む目的と必要性でございますが、大気・水環境計画では、「だれもが、健全で良好な大気や水などの環境を育み、将来にわたり安心して快適に暮らせるまちの実現」を目指しております。その実現に向けましては、条例による規制だけでは対応できない物質等もあることから、市内全域にある中小規模の事業所にも環境配慮に係る取組を広げていくことが必要であり、また、そうした取組を行うことで、ネイチャーポジティブの観点も踏まえながら自主的取組による環境配慮に努めることで、さらなる地域環境の改善が望めるとともに、市内全域で取組を進めることで、よりよい環境が生まれるといった理想の将来像につながると考えております。

5 ページを御覧ください。これまでの環境配慮に係る取組としまして、大気・水環境計画での取組を取りまとめてございます。まず、右側の枠、市民への取組でございますが、これまでも自然フィールドを活用したイベントや出前講座を通じて、環境配慮意識の向上に向けた取組を行っております。左側の枠、事業者の自主的取組につきましては、第3章以降で詳しく御説明いたしますが、環境配慮の意識の浸透や自主管理への支援の取組を行っておりまして、こうした事業者と市民の取組が両輪となって環境配慮の取組を推進することで、生活環境がより良好になり、市民実感の向上につながっていくものと考えてございます。

6 ページを御覧ください。「第3章：事業者の自主的取組の現状」でございます。各制度の概要でございますが、公害防止条例に3つの制度を位置づけております。環境配慮書

制度でございますが、従業員50人以上の事業所に提出義務がございまして、指定事業所の設置または変更など、環境負荷が大きい取組の際、どのような環境配慮を行うか市へ報告する制度でございます。

次に、環境負荷低減行動計画書制度でございますが、一定規模の事業所に提出義務がございまして、自らの責任において環境への負荷を低減するため、中長期的、具体的には5年間でございますが、行動計画を作成する制度でございます。地図に対象事業所の場所をオレンジ色で示しておりますが、南部に集中している状況でございます。

次に、環境行動事業所制度でございますが、事業所の環境管理・監査の体制を確立している事業所を評価する制度でございまして、ISO14001の認証を取得している事業所を対象としており、認定されますと、公害にかかる一部の申請、届出が免除されます。

各制度の課題についてでございますが、環境負荷低減行動事業所等へアンケートを行ったところ、提出書類の記載項目が多い、他制度の取組と重複している、入力作業等が複雑などの御意見がございました。

7ページを御覧ください。国の動きでございますが、昨年3月にネイチャーポジティブ経済移行戦略が策定されました。こちらは自然資本の保全の概念を重要課題として位置づけた経営に移行する取組で、中小企業にもその概念を広げていく動きがございます。そこで、川崎市でも、今回の取組の対象となる中小規模の事業所に取組状況についてのアンケート調査を実施しました。①の中規模の事業所と②の小規模の事業所から抽出した438事業所を対象にアンケート調査を実施し、133事業所から回答をいただきました。

8ページを御覧ください。アンケート結果でございますが、左側、設問1の取組の有無につきましては、行っていると答えた事業所が91%でした。具体的な取組につきましては、以下のグラフを御覧ください。また、右側、設問2で、きっかけ、動機についてお聞きしたところ、2つ目の地域貢献につながるかといった情報、4つ目の地域の大気や水環境の課題を回答された事業所も多く、地域を意識している事業所が多いことも分かりました。次に、設問3で、どのような情報・仕組みが必要かお聞きしたところ、具体的な取組方法、取組事例、市の支援制度などの御意見を多くいただきました。

9ページを御覧ください。こうしたアンケート結果を受けまして、次のとおり、今後の取組の方向性をまとめました。下の緑色の枠を御覧ください。中小規模の事業所の取組意識も高いことから、さらに環境配慮の取組を浸透させる仕組みや支援制度を整えることにより、さらなる環境改善が見込まれる、地域課題の情報や先進事例を行政が情報発信し、

同規模の事業所に横展開することで取組の拡大が期待できる、また、事業所の取組を地域へ見える化する仕組みを構築することで、事業所のモチベーションを高め、より環境配慮への取組を促進させる効果が期待できることから、事業所の環境配慮の取組を市内全域へ広げていきたいと考えております。

10ページを御覧ください。「第4章：事業者の自主的取組のあり方に係る考え方」でございます。事業者の自主的取組のあり方を検討する上でポイントとなる3つの取組を置きました。ポイントごとに取組を御説明いたします。まずはポイント1、環境配慮を深め広げる取組でございます。(1)環境配慮の取組を広げるためのしくみづくりにつきまして、提案する取組は、既に環境配慮に取り組んでいる事業所の取組を他事業所へ横展開し、小規模の事業所も無理なく環境配慮の取組を実践できるよう条例以外のアプローチで推進することでございます。取組の考え方としましては、図にお示ししておりますが、環境配慮に頑張っており取り組んでいることを自ら宣言した事業所へ取組を公表する場を提供し、業種別組合などにも御協力をいただきながら、他事業所へ取組内容を横展開していくことで、環境配慮の取組を深め広げていきます。

11ページを御覧ください。引き続き、ポイント1の(2)事業所の自主管理をさらに促進させるしくみづくりにつきまして、提案する取組は、中小規模の事業所も環境行動事業所に認定できる仕組みを検討するとともに、環境行動事業所の制度の充実を図ることでございます。まずは右側のグラフを御覧ください。中小規模の事業所へこういった認定要件であれば環境行動事業所に申請するかニーズ調査を行ったところ、川崎市の独自様式の提出や認定要件の緩和、エコアクション21などを選択した事業所が約半数ございました。そこで、取組の考え方でございますが、環境行動事業所の認定要件として、中小規模の事業所も申請することができるよう、エコアクション21や環境負荷低減行動計画書制度の様式を活用した川崎版EMSの提出等を環境行動事業所の認定要件に加えることを提案しています。また、環境行動事業所の制度の充実につきましては、中小規模の事業所も含めた指定事業所を応援する機会、支援策を拡大していくことが必要であること、また、制度を事業所等へ活用してもらえよう、普及・啓発をしっかりと行うことが必要であることを提案しています。

12ページを御覧ください。次に、ポイント2、地域の特性・課題を踏まえた取組の推進でございます。(1)事業者へ地域課題の積極的な情報提供につきましては、提案する取組は、地域特性・課題に基づいた情報発信と、それを踏まえた環境配慮の取組の推進でござ

います。中段の地図と表でお示ししておりますが、川崎市を南中北3つの地域に分類し、地域の特性・課題から特に配慮が必要な項目を取りまとめてございます。取組の考え方としましては、事業者へ地域の課題等を積極的に発信すること、3つの地域の特性・課題を踏まえて事業者の自主的取組を推進することなどを提案してございます。

13ページを御覧ください。次に、ポイント3、事業者の負担を減らす取組でございます。(1)他制度との重複の整理につきまして、提案する取組は、事業所からの報告内容に関わる他制度との重複の整理でございます。中段の図を御覧ください。現状、公害防止条例は、総合審査制度として、環境配慮書等で温暖化対策や廃棄物対策の項目も含めて御報告いただいておりますが、右側、見直し後は、それぞれの部門の条例制度で御報告いただくことと併せて、環境配慮項目も典型7公害を基に川崎市の状況に基づいた項目にすることとしております。取組の考え方としましては、他制度との報告事項のすみ分けを実施することで、環境配慮項目の内容を整理し、市への重複した報告を省くなど、事業者の負担を軽減すること、関連部署と行政内部でしっかり連携し、協働して環境改善に係る施策に取り組むことを提案しております。

14ページを御覧ください。引き続き、ポイント3ですが、(2)環境配慮書の見直しにつきまして、提案する取組は様式等の見直しでございます。中段に参考として様式の一部を掲載してございます。左側が現状で、記述式となっており、環境配慮項目も多くなっているところでございます。こちらの内容を整理しまして、右側のようなチェック式とすることとしております。取組の考え方としましては、他条例との重複を整理し、内容を見直すことで事業所の負担を軽減すること、チェック式にすることで環境配慮の取組状況を毎年数値化して検証することを提案しております。

15ページを御覧ください。引き続き、ポイント3ですが、(3)環境負荷低減行動計画書の見直しにつきまして、提案する取組は環境マネジメントシステム（EMS）に継続して取り組むことができる環境の整備とさらなる浸透でございます。取組の考え方としましては、様式については、環境配慮書と同様、他条例との重複を整理し、内容を見直すとともに、ISO14001を取得している事業所には公害関係の届出が一部免除になる環境行動事業所へ誘導するなど、伴走型支援を行うことで事業所の負担を軽減することなどを提案しております。

次に、取組の評価基準でございます。環境配慮書には、例えば右側の公表イメージのように、年度ごとに日常管理の項目について5段階評価を行うなど、取組の状況をグラフ等

で分かりやすく公表すること、環境配慮に取り組んでいる事業者であることを自ら宣言できる制度を創設し、積極的に公表していくことで事業所を支援していくこと、環境配慮書を提出した事業所を対象に定期的に環境配慮に対する意識調査のアンケートを実施すること、環境行動事業所は、現在、32事業所ございますが、各区10事業所を目安に70事業所を目指して増やしていくこと、環境配慮の取組の成果としましては、大気・水環境計画の目標の達成状況から総合的に判断していくことを提案しております。

16ページを御覧ください。最後に、「第5章：今後の方向性」として部会からの提案をまとめてございます。環境配慮への取組についてでございますが、既に環境配慮に取り組んでいる事業所を後押しする施策を展開する、今回のアンケートに回答いただけなかった事業所などにどのようにアプローチしていくかが重要、環境配慮の取組が進んでいない事業所には、条例以外のアプローチで、日常管理の中でどのような取組を取り入れたらいいかなどの情報を届ける、地域の特性・課題や環境データの情報発信、事業所がモチベーション高く取り組むことができる施策の検討や、取り組んだ結果を見える化する工夫、そして、新たな環境課題が生じた場合にも対応できるよう、定期的に必要な見直しを行っていくことなどを提案しております。

17ページを御覧ください。行政側の姿勢につきましては、事業所が環境配慮の取組を取り入れるに際し、定期的に説明会等を開催するなどして、日常的にサポートしていく、他の環境分野と取組が縦割りにならないよう、協働して環境改善に係る施策に取り組んでいく、電子化へ対応する、広域的な環境影響も視野に入れながら他都市の連携した取組を推進していくことが必要と提案しております。

そして、まとめとしまして、事業者と市民の取組が両輪となって環境配慮の取組を推進し、川崎市や周辺地域の生活環境をよりよくしていき、市民実感の向上を図ることで、「だれもが、健全で良好な大気や水などの環境を育み、将来にわたり安心して快適に暮らせるまちの実現」を目指していくことが望ましいとまとめております。

説明は以上でございます。

○佐土原会長

御説明ありがとうございました。これまでの部会での議論を分かりやすくまとめていただいて御説明いただけたと思います。

それでは、ただいまの説明に関して、御意見、御質問があればお願いしたいと思います

が、いかがでしょうか。

それでは、篠倉委員、お願いいたします。

○篠倉委員

市民委員の篠倉です。御説明ありがとうございました。前回、昨年５月のときに御説明いただいた際に、私自身がコメントしたことは記憶しておりまして、中小企業の人たちのお仕事が増えるみたいなこととかがすごく気になってコメントさせていただきました。そのあたり、非常に御検討くださったのだと、今、御説明を聞いて感じましたし、アンケートを取りながら丁寧に進めてくださったのだと思ひまして、感謝というか、ありがとうございましたというお礼でございます。

以上です。

○佐土原会長

ほかにいかがでしょうか。

○田口委員

中小企業の支援という言葉で、環境配慮に取り組むための中小企業支援ということが９ページ、１０ページ、１１ページに書かれていたので、こういう提案はよろしいのですけれども、この審議会とはちょっと離れてしまうのですが、実際に中小企業が環境配慮に取り組むためには、自分の企業の中の設備を変えとか環境を変えとかということで、多少資金が必要になってくるのではないかなというふうに思うのですよ。そのことについて市としてはどういう対応をするかということがここには全然書かれていないし、この委員会の趣旨ではないと思うのですけれども、参考まで、市として取り組む中小企業支援の具体的なところを、言葉だけではなくて、具体的に何か施策があるのかどうかをお聞きしたいと思って質問させていただきました。

○佐土原会長

ありがとうございます。それでは、お願いいたします。

○事務局（環境対策推進課長）

御質問ありがとうございます。概要の11ページの一番下の緑枠のところを御覧ください。制度的なものはこれから詰めるというところではございますが、今考えている支援としましては、経済型支援、あとは伴走型支援としまして、環境行動事業所申請へのサポートをすること、あと、広報型支援としまして、環境行動事業所に関する広報や販路拡大、連携支援としまして、他制度との連携などを考えてございます。具体ではないのですが、経済的支援につきましても、経済部局と少し話はさせていただいているところでございます。

○田口委員

分かりました。経済型支援というところで、そういう助成だとか、そういうことも含まれているというふうに理解してよろしいでしょうか。

○事務局（環境対策推進課長）

これから詰めますというところだと思っております。

○田口委員

よろしくお願いします。

○佐土原会長

それでは、吉村委員、お願いします。

○吉村委員

部会での議論を分かりやすくまとめていただき、ありがとうございます。部会のほうで発言すべき内容かもしれないのですが、今気づいたところを1点コメントさせていただきます。

川崎市の状況を冒頭で御説明いただいて、背景情報だと思うのですが、大気的光化学オキシダントと海域のCODが未達成の部分がある。これが恐らく地域の臭いとかごみの問題とかと同じぐらいというか、それ以上重要かもしれないと思うのです。ここの部分の改善につながるような具体的な内容が、ここの答申案にはまだあまり書かれていな

いのが若干気になりましたので、これからアンケートですとか、企業から御報告いただくときとかの様式の中に、重点的に取り組んでいただけるような具体的な道筋を入れ込む必要があるかなというふうに気づきましたので、そこは忘れずに取り組んでいく必要があるかなと思います。

以上です。

○佐土原会長

ありがとうございました。何か事務局からコメントはありますでしょうか。

○事務局（環境対策推進課長）

御意見いただきまして、ありがとうございます。吉村委員の御指摘いただいたことにつきましては、今後、アンケート様式に入れるなど考えていきたいと思っております。現在は、オキシダントであるとか、CODにつきましては、環境基準の達成を目指しまして調査、研究をやっているところでございまして、まだ結果が出ている状況ではございませんが、継続してそういった取組も併せてやっていきたいと考えてございます。

○佐土原会長

それでは、高橋委員、お願いします。

○高橋委員

私は市民の側の廃棄物減量指導員のほうで、今、第3章の事業者の自主的取組の現状というところをお聞きしておりまして、それで、アンケートを市へ提出する書類に記載する項目が多いとか、計画書の項目数が多いとか、事業所の負担が重い、それから、算出方法が、入力作業が重視されているというところでも、いろいろ難しい点があって、事業所のほうも説明を聞きたいというところで、第5章の今後の方向性で事業所が環境配慮の取組を取り入れる際に困っていること、分からないことなどについて、説明会を開催するなどして、日常的にサポートしていくことが必要というふうにございます。私も、地域のほうの会長もしておりまして、あるリサイクルの会社、そこが50人以上の社員がいるのかどうかはまだ把握していないのですけれども、ごみ置場の件について御相談に行きましたら、事務員の方が、うちの社長は何とか地域にも貢献していきたいという気持ちをたくさん持

っているというふうなお話を聞いて、地域のほうも、一応こちらは北部で麻生区なのですが、南部のほうの工業地帯のような大きな企業は、廃棄物減量とか、そこら辺のほうに関する協力に対しても、どうしていいか分からないというところもあると思うのですけれども、このような市の取組の中にそういう困っていることについて、説明会の開催、これは今、何度か行われているのでしょうか。

○事務局（環境対策推進課長）

説明会みたいなものが今開かれているかといったことになりますでしょうか。

○高橋委員

現況、何回か、24年のときにやっていらっしゃるのかなと思いました。

○事務局（環境対策推進課長）

今後、この制度の見直しをしてまいりまして、その中でそういった取組も含めてやっていきたいということで書かせていただいております。

○高橋委員

分かりました。いろいろ御説明を聞いていて、取組が徐々にこれからなされていくのかなというふうな思いはあったのですけれども、そういう意味で、私たちも自然環境についての協力を地域の中でも企業の方が御推進いただけるのであればうれしいなというふうな気持ちを持っておりますので、よろしくお願いいたします。

○事務局（環境対策推進課長）

御意見いただきましたことを踏まえまして、事業所の方々には、私たちも行政として精いっぱいサポートしていくように努めたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○田口委員

今、農協の立場としてちょっと気になったところがありまして。12ページ、ちょっと見ていただきますと、北部に「地下水質」という文言が入っているんですね。「地下水質」

というのは、ここだけ「土壌・地下水質」ということで、北部の丘陵地帯ということ、地下水質と言いますと、私ども、農業を営んでいる方々がいらっしゃって、井戸水を使ったりとかしている方がいらっしゃると思うのです。何を言いたいかというと、P F A S という汚染物質が全国的に非常に問題になって、発がん物質ということもありまして、非常に注目されたということがあるのですが、３ページにもあります基準の中にも、水質の中にP F A S というのが入ってこないということもありますし、北部には地下水質ということもあるので、今のところ、いろいろ調べてみますと、P F A S による川崎市の水質は汚染されていないという報告は聞いているので、被害はないと思うのですけれども、今後、全国的にP F A S というものが注目されたときに、川崎市は何もP F A S に対してアプローチしていないのではないかなというような捉え方をされるのは、環境をこれだけ注目してやっている市としては、なくても項目としては入れておいてもいいのではないかなというのが、農協というのですか、水質に関する業種としては気になるところなのですが、いかがでしょうか。

○事務局（環境対策推進課長）

地下水のP F A S につきましては、川崎市でも昨年度から調査を行っているところでございまして、結果についてはホームページに載せさせていただいているところになります。今後、そういったP F A S みたいな新しい物質であるとか、そういうものが、情報とかが入ってくることは十分に考えられることとございまして、今回の取組については、条例外取組ということで、そういった新たなものに対しましても柔軟に迅速に対応ができるのかなというふうに考えてございます。

○田口委員

そういう柔軟に考えて取り組んでいくということであれば、なぜかということ、今後、環境審議会というのはもっと広い範囲で物を見ていく必要が出てきているということだと思いますね。新しい物質が出てきたときに。そのときに、既に川崎市では調査をしているようなものについて、環境審議会の中の報告書の中にその言葉一つも出てこないというのは、ちょっと気になるところなのですけれども。それは後でまた検討していただいてもいいと思うのですけれども、そういうことが気になりましたので、よろしくお願いします。

○事務局（環境対策推進課長）

関係部署と情報を共有してまいります。

○佐土原会長

御検討いただければと思います。

そのほか、ございますでしょうか。時間のほうも大体予定した時間にはなっているのですけれども、どうしてもという方がおられれば。オンラインからも特にありませんでしょうか。

それでは、ただいま、皆様の御意見を伺いまして、一部検討する項目や追加の項目、事柄がありますけれども、全体としてはおおむね、この大気や水などの環境保全部会の報告に沿って当審議会の答申を行うことについて御了解をいただけたと思っております。

本日の議論を踏まえた修正につきましては、若松部会長と事務局とで調整していただきまして、私が確認した上で答申を行いたいと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○佐土原会長

ありがとうございます。それでは、そのように進めさせていただきます。

審議に特に部会で何度にもわたって検討いただきまして御尽力されました若松部会長、それから、大気や水などの環境保全部会の委員の方々にお礼を申し上げます。

それでは、答申の形式について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（環境対策推進課長）

資料１－３をお開きください。形式的な内容でございますが、１－３の１枚目、表紙を御覧いただきますと、先ほどの報告書の資料１－１からタイトルを「(答申)(案)」というふうに変更してございます。それと、一番下、日付の下のところになりますが、報告者を記載するところになってございますが、そこを「環境審議会」としてございます。ただいま皆様から御意見をいただいておりますので、それを踏まえまして、こういう形で「(答申)(案)」とさせていただければと思ってございます。

次のページを御覧ください。「はじめに」でございますが、先ほどの部会報告では、部会として取りまとめて報告するという形式でございましたので、下線部のところ、最後の

ところでございますが、ここを審議会として取りまとめたという形式として改めてございます。

次のページを御覧ください。こちらは報告書で申し上げますと46ページに当たりますが、審議会の開催経過、先ほど御案内した際、1月8日の部会までの開催が書いてあったところでございますが、一番下に下線で示してございますが、本日の審議会で議論したということを追記してございます。今、会長からお話いただきましたように、中身につきましては、部会報告を最終的に答申という形にさせていただければと思っております。

説明は以上でございます。

○佐土原会長

ありがとうございました。部会からの報告に沿って、審議会の答申の形式をこのような形に整えていただくという説明でございました。この答申については、私から福田市長に答申をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次に、議題2「(仮称)川崎市循環型社会形成推進基本計画の考え方について」議事に入りたいと思います。

こちら、昨年の5月15日に諮問を受けております川崎市一般廃棄物処理基本計画等の改定の考え方について、現在も資源循環部会において継続して御審議をいただいておりますけれども、本日は中間報告として取りまとめをいただいておりますので、部会からの御報告をお願いしたいと思います。

それでは、寺園部会長、よろしくお願いいたします。

○寺園部会長

今日はオンラインの出席で誠に申し訳ありません。資源循環部会長を務めております寺園でございます。

資源循環部会では、令和8年度から始まります次期の廃棄物計画について、今年度、5回にわたり審議を重ね、今回、中間報告として取りまとめをさせていただきました。名称なのですけれども、しばらく廃棄物計画ということで進めておりまして、部会の最後の段階で川崎市循環型社会形成推進基本計画、これは仮称でありますけれども、このような形にさせていただいております。略して循環基本計画としますけれども、この次期の循環基本計画では、国の国家戦略にも位置づけられました持続可能な社会をつくるとともに、経

済的にも成長していくことを目指した循環経済、すなわちサーキュラーエコノミーをキーワードとしまして、一般廃棄物だけではなくて、産業廃棄物計画をも一体とする方向で審議を行っております。皆様の御意見も踏まえて、来年度の秋の答申に向けまして部会で審議を行い、次期の循環基本計画の答申案を取りまとめていきたいと思っております。

詳細につきましては事務局から御説明させていただきますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○佐土原会長

ありがとうございました。それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局（廃棄物政策担当課長）

それでは、廃棄物政策担当の山田でございます。よろしくお願いいたします。

では、資料2をお開きいただければと思います。今、御説明ありましたとおり、（仮称）川崎市循環型社会形成推進基本計画ということで、考え方、中間報告ということで報告させていただきます。

まず、3ページ目をお開きいただければと思います。計画の見直しの背景になりますけれども、最初の黒ポツ1つ目になります。現行の一般廃棄物処理基本計画に基づきまして、様々な取組を推進してきておりまして、黒ポツ2つ目になりますけれども、様々な施策を推進した結果、市民1人1日当たりのごみ排出量等につきましては、基本計画の目標を前倒しで達成している状況でございます。また、産業廃棄物のほうにつきましても、処理指導計画を策定しまして、様々な取組を推進している結果、こちらの産業廃棄物に関する目標についてもおおむね達成してきているという状況でございます。

一方、国のほうでは循環計画が閣議決定されておりまして、資源循環のための事業者間連携の重要性など、循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくりがうたわれている状況でございます。資源循環の推進や循環経済への移行に向けましては、一般廃棄物、産業廃棄物の区分けにかかわらず、素材・製品別に高度なリサイクルの促進が必要な状況となっておりますので、最後の青く塗ってあるところになります。以上の状況を踏まえまして、2025年度までの現行計画に代わる2026年度を始期とする一般廃棄物と産業廃棄物の施策を包含した次期計画を策定するものとしております。

次のページ、4ページ、5ページ目は、現行計画の概要となりますので、割愛させてい

たきます。

6 ページ以降、これまでの取組状況ということで、それぞれの計画の主な取組を載せておりますが、こちらは第 1 回で御説明させていただきましたので、割愛させていただいて、11 ページをお開きいただければと思います。現行計画の目標の達成状況となっております。まず、一般廃棄物処理基本計画になりますけれども、1 人 1 日当たりのごみ排出量につきましては、2023 年度実績で 820 グラムということで、2025 年度の目標値を既に達成している状況となっております。また、ごみの焼却量につきましても 32.6 万トンということで、目標を達成しております。また、産業廃棄物処理指導計画につきましては、排出量が 2023 年度実績で 248 万 3000 トンと、こちら目標値を達成しております、再生利用率につきましても実績値 34% で達成、廃プラ再生利用率につきましても実績 71% で目標値を達成、一方、最終処分量につきましては 5 万 6000 トンということで、目標値を若干未達成となっております、2025 年度に向けては目標値を達成していく見込みで考えているところでございます。

次のページに参りまして、ここから現行計画の成果と課題等となっておりますが、こちらにつきましても第 1 回の部会のときに御説明したものが中心となっておりますので、割愛させていただきまして、21 ページを御覧いただければと思います。社会状況の変化を踏まえた課題としまして 4 つ挙げておりまして、1 つ目としましては、2050 年のカーボンニュートラルや、SDGs の達成に向けた廃棄物処理に係る脱炭素化やプラスチック資源循環の推進、2 つ目として、少子高齢社会の到来やライフスタイルの変更など社会状況の変化に伴い多様化する市民ニーズを踏まえた取組、3 つ目としまして、ごみの排出実態を見据えた効果的・効率的な収集処理体制や緊急時に備えた対応強化、その他としまして、今後増加が見込まれるリチウムイオン電池、使用済み太陽光パネル、海洋プラスチック対策、紙おむつ等への対応が必要と考えておりまして、こういった課題に対する取組について次期計画で対策を取っていく必要があると考えているところでございます。

次のページ以降に、国や本市の方向性を載せております。

23 ページをお開きください。こちらが国の循環計画となっております、循環経済への移行を国家戦略と位置づけておりまして、資源循環を進める取組を行っていく計画となっております。

2 ページほど先へお進みいただいて、25 ページになりますけれども、こちらにつきましては、再資源化事業等の高度化に関する法律となっております、国のほうでは、こうい

った資源循環を進める法律であったり、先ほどの計画を策定しておりまして、資源循環を
どんどん進めていくという方向性で今動いているところでございます。

2ページほどお進みいただきまして、27ページをお開きください。こちらにつきましては
は、川崎市の地球温暖化対策に関する計画になりますけれども、2050年までに市域の温室
効果ガス排出量の実質ゼロを目指して今取組を進めてきているところでございます。

少し飛びまして、29ページをお開きください。こちらにつきましては、川崎市のカーボ
ンニュートラルコンビナート構想となっております、川崎市の臨海部のほうでは、資源
循環の拠点となるポテンシャルが非常に高い場所となっております、2050年に向けまし
ては、炭素循環型コンビナートを目指していくということで構想を策定して取組を進めて
いるところでございます。

次のページに参りまして、川崎市の特徴としまして、臨海部における環境産業の集積と
いうことで、代表的なリサイクル施設を載せさせていただいております。

また、次のページにつきましては、プラスチックリサイクル拠点ということで、ペット
ボトルであったり、プラスチックに関するリサイクル施設を載せさせていただいておりま
す。川崎市ではこういった環境産業を集積している強みがございますので、次期計画の策
定に向けましては、こういった事業者との連携をしっかりとやっていくというところで、取
組に反映していきたいと考えているところでございます。

次のページをお開きいただきまして、ここからは次期計画の基本的な考え方というところ
で少し丁寧に御説明させていただきます。

33ページをお開きください。基本理念案になります。2050年を見据えまして、目指すべ
き循環型社会の将来像としてのまちの姿を基本理念として設定しております。案としまし
て「地球環境にやさしい持続可能なまちの実現をめざして」としております。基本理念案
の考え方でございますが、廃棄物行政の近況及び背景につきましては、地球は気候変動、
生物多様性の損失、汚染の3つの世界的危機に直面しておりまして、国では、循環計画に
おきまして、循環経済への移行により、循環型社会が形成され、持続可能な社会を実現す
ることを目指した、将来世代の未来につなげる国家戦略として位置づけているところでご
ざいます。

次のページ、34ページに参りまして、社会状況の変化及び今後の課題になりますけれど
も、人口減少への転換、少子高齢化の急速な進行などへの対応とともに、昨今の気候変動
の危機的状況を踏まえ、市事業の約4割を占めている廃棄物焼却に伴う温室効果ガスの削

減など、廃棄物・資源循環分野の脱炭素化の取組は今後一層重要となってきた。また、本市の強みとしまして、多種多様な環境技術・環境産業が集積しており、日本で有数の動静脈連携型エコタウンを形成しておりまして、市民の環境教育、学習活動も活発で、1人1日のごみ排出量が政令市最少となるなど、大きな成果を達成している。こういう状況を踏まえまして、目指す将来像としまして、川崎市の強みである高度なりサイクル産業や環境意識の高い市民、事業者と協働して、資源循環・循環経済への移行や、廃棄物焼却の削減、CCUSの導入などによりカーボンニュートラル化を実現、さらに、災害や少子高齢化等を踏まえた安全・安心な収集・処理体制の確立により、トップランナーとして「地球環境にやさしい持続可能なまちの実現を目指す」こととしております。

次のページ、35ページに参りまして、基本理念の実現に向けて、計画期間の取組の方向性を基本方針として設定しております。方針案の考え方としまして、順調に取組が進んでいる現状を踏まえつつ、脱炭素化や循環経済への移行、さらなる3Rの推進、超高齢社会等の社会状況の変化を考慮することが必要と考えておりまして、基本方針案としまして3つ掲げております。

まず1つ目としまして、全ての主体と協働した脱炭素化・循環経済への移行などにより、限りなくごみをつくらない社会を実現します。2つ目としまして、市民・事業者・行政の協働により一層の環境配慮行動を促進し、さらなる3Rを推進します。3つ目としまして、社会状況の変化等に的確に対応し、安全・安心で健康に暮らせる快適な生活環境を守りますとしております。

次のページ、36ページに参りまして、目標項目案とその考え方になります。目標項目案については4つ挙げておりまして、まず1つ目としまして、1人1日当たりのごみ排出量（一般廃棄物）になりますけれども、現行の計画の目標項目となっております。資源物についても対象としまして、また、家庭系、事業系についても対象といたします。目標2としましては、一般廃棄物のごみ焼却量としておりまして、こちらも現行の計画の目標項目となっております。家庭系と事業系の両方を対象といたします。

次のページ、37ページに参りまして、目標の3つ目としましては、一般廃棄物のプラスチック資源分別率としておりまして、今年度からプラスチック資源の一括回収を開始しておりまして、そちらを踏まえて新たに設定するものでございます。目標の4つ目としましては、産業廃棄物の再生利用率・廃プラの再生利用率としておりまして、本市では、製造事業者、高度なりサイクル事業者が集積しているという特性がございますので、そういっ

た事業者と連携した取組をやっていくというところで、資源循環の推進の程度を計る項目として設定するものでございます。

次のページ、38ページに参りまして、今の目標項目以外の指標項目案ということで、今回、14個挙げさせていただいております。現行①から⑩まで指標項目としておりまして、これに加えて、⑪食品ロス量、⑫産廃の再生利用率、⑬産廃のプラ再生利用率、⑭循環経済に関する指標という4つの項目を追加するものでございます。

次のページ、39ページに参りまして、基本施策案の体系案となっております。基本理念案の下に3つの基本方針案、その下に基本施策としまして5つの取組を設定していくことで検討してまいります。基本施策、この5つの取組につきましては、現在検討中のものとなっております、今後、部会で議論いただくことを考えておりまして、今回は基本理念案、基本方針案を確認いただく上で、全体の体系としてお示しさせていただいているところでございます。

続きまして、40ページになりますけれども、個別課題への今後の方向性案ということで、国の動向や先進事例、本市の課題等を踏まえまして、次のような視点での検討が必要であると考えております。まず、脱炭素・資源循環の分野につきましては、1つ目としましては、プラスチック、ミックスペーパーの分別率向上に向けて、プラスチック資源の一括回収の2026年全市拡大、ナッジ等の活用により若年層を中心とした対策強化、2つ目として、動静脈産業と連携し、プラスチック以外も含めた資源循環プロジェクトの展開、一廃と産廃のプラスチック資源等の高度リサイクルへの誘導、3つ目としまして、事業者による衣類、粗大、小型家電、プラ、リチウムイオン電池などの自主回収や拠点回収への誘導によるリユース・リサイクルの連携強化、4つ目として、国の動向や実証試験等を踏まえた収集、処理体制の脱炭素化、DX化の推進、5つ目として、今後増加が予定されている太陽光パネル等のリサイクルの検討が必要と考えております。

次のページ、41ページに参りまして、その他の個別課題としまして、主なものを載せております。まず、食品ロスになりますけれども、改定される国の食品ロス削減推進法基本方針を踏まえて、食品ロス削減及び食品廃棄物の取組の充実、高齢化としましては、高齢者人口の増加に合わせたふれあい収集の周知及び増加への対応、ごみの減量化・再資源化に向けた紙おむつのリサイクルの検討、経済的手法につきましては、ごみの減量化・資源化や他都市の動向等を踏まえ、引き続き、経済的手法を検討、まち美化につきましては、各主体が行っているまち美化活動をネットワーク化し、地域等の連携の輪を拡大、まち美

化の活動の可視化による市民・事業者の美化意識の向上及び醸成、災害廃棄物につきましては、収集処理体制の強化、他都市、民間事業者との連携体制の強化、生活排水につきましては、し尿の適正処理及び浄化槽の適正な維持管理、災害時も含めた安全・安心な収集・処理体制の推進、産業廃棄物につきましては、製造事業者とリサイクル事業者との連携強化、再資源化事業の高度化の推進、再資源化の促進に向けたマッチング支援等が必要と考えているところでございます。

最後、42ページになりますけれども、本日、中間報告させていただいております基本計画と、今後策定していきます具体的施策を定めます行動計画の位置づけについて参考として載せさせていただいております。

御説明については以上になります。

○佐土原会長

詳しい御説明をありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に関しまして、御意見、御質問があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○徳野委員

質問なのですけれども、現状のところ、こちらの循環では、未達成と書かれていますが、言われていましたけれども、先ほどの大気・水のところでは、現状のところは非達成と言われていたのですけれども、非達成と未達成というのは意味が違うのでしょうかというすごい素朴なところで申し訳ありません、こんなことを聞いていいのかどうか。

○事務局（廃棄物政策担当課長）

こちらの、今、ページをお示しさせていただいている最終処分量の未達成のところにつきましては、目標年度までには達成する見込みということで、今、未達成ということで記載させていただいております。

○徳野委員

ということは、未達成と非達成には違いがあるということでしょうか。さっき、オキシダントのほうは非達成と書かれていたと思うのですけれども、それは目標年度までに達成

できないということでしょうか。

○事務局（環境対策推進課長）

環境対策推進課の千室でございます。先ほど私どもでお示したところ、オキシダントとCODにつきましては、これからとかということではなくて、既に達成ができていない状況があるということで、環境基準につきましては、達成しているかしていないかという表現が通常一般的には非達成というふうに使っているところになっております。お答えになっていきますか。

○徳野委員

専門的で、私にはちょっと理解できなかったのですが、皆さんが理解されているのでしたら、後でまた伺いたいと思います。

○佐土原会長

すごく大事な御質問だと思います。ここでは目標値が決められていることに対しての表現としては未達成、年限と目標値が決まっていて、向こうは、現状として非達成という状態を表現しているというふうに受け止めたのですけれども。

○徳野委員

ここでお時間を取るのもあれですので。意味があって使い分けていらっしゃるということが理解できました。

○高橋委員

40ページの「個別課題への今後の方向性案」というところで、これは質問です。高齢化ということで、今、25年、50年目指して、25年は団塊の世代全てが、ふれあい収集とか、紙おむつのリサイクルの検討とかが大変に悩むところであるのかなとは思っているのですが、再資源化に向けた紙おむつのリサイクルの検討というのは、どういう形でリサイクルされていくのでしょうか。

○事務局（廃棄物政策担当課長）

紙おむつのところになりますけれども、高齢化が進むことで、今後、どんどん増えていくことが見込まれているというところで、他都市では、紙おむつを大きな洗濯機のようなもので分解して、紙とプラスチックを分けて、それをリサイクルしていくという取組が進んでいるところもございまして、残念ながら、川崎市のような大きな都市から出る量をやっていく技術がまだなかなか難しいところですので、川崎市のほうですぐにということではないのですけれども、そういった他都市の状況もしくは技術の開発状況などを見ながら、こういったところも、今回、12年という長い計画となっておりますので、そういった中では、紙おむつのリサイクルに向けた検討も必要と考えておりまして、現状では、そういった紙であったりプラを分離して、リサイクルしていくという取組が進んでいるという現状でございます。

○高橋委員

麻生区は昨年度、婦人、それから、壮年、皆様、長寿一番になりまして、これからの未来がまたいろいろ心配されるところでもありましたので、質問させていただきました。

○與本副会長

資源循環部会の議事録を拝見させていただいて、非常に熱心な議論をいただいたことをまず感謝申し上げます。

私は市民の視点から質問が1つと、意見を1つ申し上げたいと思います。

まず質問なのですが、ごみの焼却量と温室効果ガスの削減、この関係についてまずお伺いしたいと思います。14ページのごみの焼却量が過去10年間で約12%減少しています。18ページの市の焼却施設における温室効果ガス排出量というのが過去10年間で0.02%しか減っていないのですね。その上のところに、2030年度に向けて温室効果ガスを50%削減すると、要するに過去10年間で0.02%しか下がっていないにもかかわらず、あと5年間で50%削減するというのをどのように達成されるのか、その辺のお考えをまずお伺いしたいのが1点。

それから、もう1点は、21ページの自然災害の緊急時に備えた対応強化と、それから、39ページの基本施策の施策体系のⅣ(1)と(2)、ここに書かれていること、特に廃棄物処理施設の中長期的な整備構想についてお伺いしたいのですけれども、まず1点目は、今、焼

却灰が最終処分場として埋め立てられている浮島Ⅱ期のキャパですね、これが向こうどれぐらいの容量があるのか、要するに計画に対して実績が向こう10年なのか、これは37年までの計画ですか、34年までですかね、その見通しをちゃんと載せていただきたいなと思います。

それから、施設の建て替え計画については、今後、浮島とか、あるいは今、堤根もこれから工事をすると思うのですけれども、災害に対するリスクですね。やっぱり浮島というのは、浮島という地名のように、非常に脆弱な地盤、あるいは自然災害を受けやすい、例えば高波だとか、首都直下地震も今後30年以内に70%の確率で起こる。

浮島についてはもう一つ問題なのは、アクセスが浮島橋しか恐らくないと思うのですね。こちらの川崎駅側からアクセスしようとしたら。そうすると、浮島の施設だけではなくて、道路や橋がもし被災した場合は、その施設が長期にわたって使えなくなる可能性もあると思うのですね。私は逆に王禅寺、橋、それから、堤根、浮島、この4か所の分散配置というのはむしろ適正ではないかと思っているのですね。ですから、先ほどCO₂の話を上申しましたが、効果、効率を施設ごとに検証して、それがどのように寄与しているのか、この辺はちゃんと検証されたほうが、橋は稼働したのは昨年の4月からですが、どれぐらい効率が上がっているのか、それはエネルギーの回収率も含めて考えられたほうがいいのかなと思います。

それから、もう一つ、橋に関して言うと、お隣に市民プラザという施設があるのですね。プールであったり、市民がいろいろ使えるような公共施設ですけれども、そことの一体計画がされていなかったのではないかと。せっかくそこでエネルギー回収をされているにもかかわらず。じゃ、今後、王禅寺とか、施設との一体計画というのが考えられているのかどうか。市民プラザというのは非常に老朽化してしまっていて、非常に今問題が出ている、そういった状況なのですね。ですから、処理施設だけではなくて、一体として市民施設もお考えになったほうがよろしいのではないかと私は思っています。

ですから、浮島に関しては、もう一度申し上げますと、恐らく支持層の地盤が50メートル以上ですね、硬い地盤、なおかつそういう液状化だとか、高潮だとか、いろいろな自然リスクがあるので、万一、そこが被災した場合は非常にリスクが高いのではないかなと思っています。その2点です。

以上です。

○佐土原会長

それでは、事務局からお願いいたします。

○事務局（廃棄物政策担当課長）

まず、温暖化の18ページのところにつきまして、50%削減というところは、焼却場から出る温室効果ガスではなくて、市域全体の排出量50%削減となっておりますので、今、取組として、再エネルギーの導入とか、いろいろ進めているところでございますので、おっしゃるとおり、焼却場の温室効果ガス排出量はなかなか進んでいないところでございますけれども、それ以外の部分での温室効果ガスの排出量全体で減らしていくというところで、2030年度までに向けて今進めているところが現状でございます。

埋立のところにつきましては、この中に入っておりませんが、おっしゃるとおり、今度の計画の策定に向けては、どれぐらいのキャパがあって、余力があるというところは示していく必要があると考えておりまして、現状では、まだ30年ぐらいもつと考えておりますけれども、その辺もしっかり示していくことが必要かと思っております。

○事務局（処理計画課長）

浮島処理センターの立地に関わる災害のリスクなのですが、確かに浮島橋1本しかないという部分はありますが、施設とか、高潮については、建設時にしっかりその辺は対応できるように建設していくものだと思っております。今もある程度は高潮については立地の面を含めて対応可能になっていますが、新施設になれば、当然その辺も含めた計画をしっかりと施設側で対応できるように建設していくものだと思っております。

あと、先ほどありました橘処理センターの市民プラザとか、王禅寺処理センターも含めた余熱利用につきまして、これについては、橘については、市民プラザと一体となって熱供給とか、あと、駐車場とか、そういった部分の一体的な整備を行っておりまして、ある程度、一体計画という形で行われております。個別の市民プラザの老朽化については、今、別のところで対応しておりますので、そちらの動向を見ながらという形になると思います。

以上になります。

○佐土原会長

それでは、オンラインから飯田委員が手を挙げられているので、お願いいたします。

○飯田委員

御説明、どうもありがとうございました。着実に減量を達成している点はすばらしいなと思いながら伺っていました。

2点あるのですけれども、1つ目は38ページの評価指標についてなのですが、この中でも2点あるのですが、1つは、⑧住民満足度がありまして、それが平成26年と比べて令和3年、4年でちょっと下がっているように見えるのですけれども、そもそも住民満足度は、生活に対する全般的な満足度なのか、あるいは廃棄物管理に関する満足度なのか、どういった指標になるのかなと思ったことと、何で下がっちゃっているのかなというのが気になったところです。

あと、そもそもなのですけれども、このチャートのつくり方というか、評価の仕方、恐らく細かい数値的な計算があるのでしょうかけれども、チャートが広がれば広がるほどいいと、多分評価を見ればいいと思ったのですが、どういうふうにこれを評価されていて、単位がどういうものになっているのかなというのが若干気になりました。

2つ目が、評価指標についての今の2つの質問なのですけれども、続けて、もう一つお伺いすると、2点目は緑の廃棄物のことで、前回の委員会でも少しだけお話しさせていただいたのですけれども、いわゆる落ち葉とか剪定枝とか草など、家庭から出るものも、公園から出るものも、両方あるかと思うのですが、以前伺ったときには、リサイクルを川崎市ではされているということをおっしゃっていたと思うのですが、そうした緑の廃棄物に関する計画というのが、そもそもの廃棄物の計画の中に、今日は説明がなかったのですけれども、含まれているものなのかどうかというのをお伺いしたいのです。今、川崎市のごみの分別のウェブサイトを見てみると、今、家庭から出る落ち葉とか剪定枝は、普通ごみとして出すようにという指示が書いてあったのですけれども、これを回収して、堆肥化して、川崎市内の農地に持っていくことができれば、さらなる家庭から出るごみの減量にもつながっていいのではないかと思います。

多くて恐縮なのですけれども、以上2点です。

○佐土原会長

それでは、事務局からお願いいたします。

○事務局（廃棄物政策担当課長）

まず、住民満足度につきましては、川崎市が行っている施策や事業の中で、よくやっているとされるものはどれかということで、18項目ぐらいありまして、その中に日常のごみの収集やリサイクルといった項目が聞かれていて、その満足度ということで、平成18年からやっているものになりますけれども、日常のごみ収集やリサイクルがずっと1位を取っている状況でございます。ただ、こちらの表になっておりますとおり、平成26年度から比べると、令和3年度、4年度が若干下がっているというところで、アンケートを取る年度によって、全体的に下がる年と上がる年とあったりしまして、アンケートの状況によってそういった上がり下がりがあるというのが実際の状況となっております。こちらの住民満足度を上げていくのが大変重要でございますので、この数値をより上げていくというところで、今度の計画の中でもそういった施策をどんどんやっていくことが必要かと考えているところでございます。

こちらの数値や単位ですけれども、それぞれで分別率であったり、焼却量であったり、トンであったり、率であったりということで、単位自体はばらばらになっているのですが、おっしゃったとおり、外に広がっていくと、より進んでいるというところで、それぞれの1個1個の項目ごとに設定して、判断というか、評価をしていくというようなチャートとなっております。

○飯田委員

では、その計画の中にはそういう計算方法みたいなのを書かれてくるというイメージですか。

○事務局（廃棄物政策担当課長）

そうです。

○飯田委員

そこまで細かくチェックする市民はあまりいないかもしれないのですが、外から

見たときに、これの客観性みたいなのが少し気になりました。書かれているとうれしいなと思います。

○事務局（廃棄物政策担当課長）

計画を策定していく中では、こういった項目でこういった評価をしているといったあたりは記載していくことになるかと思います。

あと、緑の部分ですね、おっしゃったとおり、現状、草とか剪定枝は普通ごみといった扱いになっておりまして、生ごみを堆肥化して、それを農園に持っていくという取組はしているところでございますけれども、草とか落ち葉を何かりサイクルしていくところは現状やってはおりませんので、次期計画に向けて、そういったところをやっていくかどうかというところを踏まえて、今回、中間報告をさせていただいて、この後、いろいろ市民団体の方から意見をいただく場を設けようと思っておりますので、そういったところの意見もいただきながら、また検討させていただければと思っております。御意見、ありがとうございます。

○佐土原会長

それでは、オンラインの馬場委員、お願いいたします。

○馬場委員

40ページの、今後のということなので、これは質問ではなくて、ちょっとしたコメントということになるかと思います。このページの一番最後の「太陽光パネル等のリサイクルの検討」というところで、温暖化の部会のほうでも、今回の条例改正による一定量以上の新築を行う建築業者に対して太陽光パネルを入れていくという背景もあり、太陽光パネルの廃棄はどんどん増えていくことに対して廃棄の問題について懸念や議論がありましたので、こちらでの御検討、どこまで具体的にいつているのか存じませんが、ぜひよく御検討いただければと思っております。

以上です。

○佐土原会長

ありがとうございました。今のは御意見として。では事務局から、一言。

○事務局（廃棄物政策担当課長）

今後、どんどん太陽光パネルが廃棄されるというところは当然見込まれてくるところか
と思いますので、しっかりこちらの検討のほうにも進めさせていただきたいと思います。
御意見、ありがとうございます。

○寺園部会長

最後に、コメント、よろしいでしょうか。皆様、貴重な御意見をいただきまして、誠に
ありがとうございました。

個別には、事務局から回答をいただいたとおりですけれども、少し申し上げますと、38
ページのレーダーチャートのところは、基準年度に対する変化だけ取っておりますので、
これが適切かどうかということとか、指標化の在り方はまた考えさせていただきたいと思
います。

それから、緑の関係は16枚目のところで、事業系の中のその他のところで、紙おむつ等
と一緒に草木類とかいろいろ入っていますので、市が収集した分についてはここに入っ
ているのだと理解しております。全体として、この計画の検討について、プラスチックと食
品ロス等、割と今ピックアップされがちな特定のものに集中してきたというところもあ
り、決して軽視しているわけではないのですけれども、現状と効果については、今御指摘
いただいた緑の廃棄物も含めて、どれぐらいの削減可能性があるかみたいなものを考えさ
せていただきたいと思います。

また、焼却による温室効果ガスの削減、カーボンニュートラルに向けてということは大
変厳しい目標を持っていると認識しております。28ページ目にありますように、2030だと
半減というのは、廃棄物処理にかかわらないということで御回答があったとおりですけれ
ども、2050に向けては、カーボンニュートラルというのは、またさらに、これは廃棄物部
門だけでは達成は難しいと思うのですけれども、CCUSも含めて検討しているというこ
とで、かなりチャレンジングなことを部会では紹介を受けておりまして、これは本当に行
けるのかどうかというのは、部会の中でもまた今後慎重な検討が必要だということで議論
をさせていただいているところでございます。また引き続き頑張りたいと思いますので、
よろしくお願い申し上げます。

○佐土原会長

いろいろ御回答いただきまして、ありがとうございます。

それでは、寺園部会長、どうもありがとうございました。

それでは、時間も来ておりますので、これでこの議題については終わりにしたいと思いますますが、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

それでは、議題3に参ります。「緑の保全及び緑化の推進に関する施策に係る申出について」事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局（みどりの保全整備課長）

建設緑政局緑政部みどりの保全整備課、渡邊から御報告させていただきます。

それでは、緑の保全及び緑化の推進に関する施策に係る申出につきまして、初めに、資料3の1ページ目を御覧ください。

本市の緑に関する条例であります川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例におきまして、第27条第1項において、「市民は、保全地域の指定その他規則で定める緑の保全及び緑化の推進に関する施策に係る事項について、規則で定めるところにより、市長に申し出ることができる」と規定しております。また、第2項では、「市長は、前項の規定による申出に係る事項の処理の経過等について、審議会に報告するもの」と規定しております。このことから、本日は、平成30年に市民による申出があった事案について、処理の経過等を報告するとございます。

続きまして、資料2ページ目を御覧ください。初めに、本市の緑地保全制度の概要について御説明させていただきます。上段、囲い込みの中に記載のとおり、本市では、様々な緑地保全施策を活用しながら、市域に残された貴重な樹林地等を次の世代へ継承していくために、市独自の緑地総合評価制度を設け、市域に残された1000平方メートル以上の樹林地について、A・B・Cのランクづけを行い、効果的な緑地の保全を進めております。具体的には、中段に記載のとおり、緑地保全制度の内容として、法による制度である特別緑地保全地区、条例による制度である緑の保全地域、保全樹林、要綱による制度である緑地保全協定、ふれあいの森による施策を展開して、緑地の保全を図っております。また、下段の記載のとおり、A・B・Cのランク分けに当たっては、自然条件、社会条件及び計画条件、市民協働などのデータを整理・評価することで、保全すべき樹林地の優先順位を明

らかにしているところでございます。

続きまして、3ページ目を御覧ください。本日御報告させていただきます申出箇所の案内図となっております。当該地は、多摩区西生田4丁目地内であり、小田急線読売ランド前駅から徒歩約10分の場所となっているところです。

次のページを御覧ください。申出箇所の詳細について御説明いたします。申出は、平成30年にされたものであり、対象地は、右上の図中の赤色で示した箇所周辺になります。所在地は、多摩区西生田6619-1ほかで、面積は約2000平方メートルでございます。申出理由につきましては、建設会社がマンション建設のために所有している土地が土地取得後10年以上にわたって未着手であり、手入れがされず放置されている、かつ手入れされていたところは、クヌギ、コナラ、シラカシの大木があり、中を通る市道は遊歩道となって市民が親しんでいた、駅に近く、住宅が次々と建てられている中で、1500平方メートル以上の樹林地は大変貴重であるという内容でございました。

続いて、申出対象地の概要でございますが、読売ランド前駅から徒歩10分圏内の住宅地であり、地番は谷となっております。樹木が大きく育っております。住宅街からは十分に緑を享受できる状況になっており、また、未活用となっている市有地を挟んで南側には街区公園がございまして、樹林地だけでなく全体を緑地として市民が利用できる条件があるとともに、当該地の未活用となっている市有地の間には市道があり、整備すれば遊歩道として活用できる状況となっております。

なお、当該地につきましては、平成23年に「請願第2号 西生田4丁目に一時避難もできる広場＝公園を整備することを求める請願」、平成24年に「陳情第56号 西生田4丁目マンション建設における安全策の徹底を求める陳情」、平成29年に「陳情第97号 多摩区西生田4丁目の緑地を保全することを求める陳情」がそれぞれ川崎市議会に提出されている状況となっております。

このような状況を踏まえまして、当該地が緑地総合評価のAランクであり、面積は3000平方メートル未満ではありますが、市民による保全管理が確実に図られることを確認していたことから、特別緑地保全地区の指定に向け、交渉を地権者と進めてまいりました。当該地を都市計画決定することができたところでございます。

以上で条例に基づく申出に係る事項の処理経過についての報告を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○佐土原会長

ありがとうございました。それでは、ただいまの説明について、何か御意見、御質問などありますでしょうか。

飯田委員、オンラインからお願いいたします。

○飯田委員

御説明、ありがとうございました。シンプルな質問なのですがけれども、建設会社が所有されているという土地ということでしたけれども、特緑となったらマンション開発は一切できなくなると思うのですが、この会社さんは近いうちに市に売却する予定で、近いうちに公有地になるようなことが予定されているのでしょうか。

○事務局（みどりの保全整備課長）

法律に基づく緑の特別緑地保全地区の指定は、必ずしも土地の買取りを目的としたものではございませんが、当然、私権の制限が非常に強い法律でございますので、行為の制限がかかってしまいます。そうすると、マンション建設等はできなくなりますので、事情によっては相手方から土地の買取りの申出が出てくることが予想されておまして、これについては市のほうとしても法律に基づいてしっかり対応していきたいと考えているところでございます。

○飯田委員

分かりました。そうすると、公園との連続性、市有地も挟んでいるということなので、公園、市有地、この特緑と一体的に整備していくようになる可能性があるということですね。ありがとうございます。

○佐土原会長

ほかにいかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

それでは、この件、以上とさせていただきます。

それでは、議題４に移りたいと思います。議題４「令和６年度版かわさき環境白書について」事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局（環境局企画課長）

環境局企画課、藤田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、令和6年度版かわさき環境白書について御案内させていただきます。

こちらは、令和6年度版となっておりますけれども、施策内容については、令和5年度の現状と今後の展開を記載している資料でございます。

資料を2枚ほどめくっていただいて、目次でございます。こちらは第1章と第2章に分かれていますので、トータルで200ページを超える資料でございます。本日はこちらの部分をかいつまんで御案内させていただければと存じます。

左側の第1章が、この資料の概要版みたいな位置づけと御理解いただければと思います。右側の第2章のほうは、より詳しい中身が載っている資料となっております。

資料をめくっていただきまして、右下にページ番号が記載されております。その7ページをお開き願います。こちらが環境要素ごとの目標達成に向けた進捗状況ということで、まさに概要版と御認識いただければと思います。4つの分野、脱炭素化、自然共生、大気や水などの環境保全、資源循環といった分野別の項目が記載されているところでございます。

内容ですけれども、先ほど部会の報告で、廃棄物や、大気・水に係る現状は報告の中でもございましたので、こちらでは脱炭素化と自然共生を少しだけ御案内させていただきたいということと、あと、こちらの資料の中に、実は資料自体が去年11月に作成しております。そういったことから、令和5年度というよりか、令和6年度にも行われました最新の市の取組状況がトピックスとして載っておりますので、そこも少し御紹介できればと思っております。

まず、脱炭素化のところですが、一番上に目標がございます。2050年度までに実質ゼロにすることを目標に掲げておりまして、参考指標が温室効果ガス排出量で、令和12年度（2030年度）までに2013年度比50%削減であったりとか、再生可能エネルギー導入量が33万キロワット以上となった内容になってございます。

資料の8ページをお開き願います。今申し上げました参考指標の実績を、こちらのページから記載しております。10ページが温室効果ガス排出量でございます。11ページが再生可能エネルギー導入量でございます。

続きまして、トピックスでございますけれども、武蔵溝ノ口南北自由通路の木質化が実施されております。もし溝ノ口のほう、まだ行っていらっしゃらない方は、ぜひ行った際

に御覧いただければと思います。

続きまして、13ページ、川崎未来エナジーが4月から事業を開始したということでございまして、こちらは焼却処理施設で発電した電力を市立の学校、公共施設を含めまして201施設に電力供給を開始しているところでございます。

続きまして、自然共生でございますが、目標は、こちらに記載のとおりでございます。参考指標につきましても幾つかございまして、緑地の保全面積、公園面積、市街地における緑地化面積がでございます。

2ページ飛びまして、このページから、それぞれの実績が記載されておりますので、後ほど御参照いただければと存じます。

続きまして、18ページをお開き願います。トピックスでございますが、先般開かれまして全国都市緑化かわさきフェアの内容が記載されてございます。

続いて、19ページをお開きいただきまして、こちらは、「アプリで生き物探し！特別クエスト in かわさき」ということで、スマートフォンアプリのバイオームを用いて、市内の生き物を募集するイベントでございます。

続きまして、ページ飛びまして、27ページを御覧いただきたいと思います。こちらは、大気や水などの関係でございまして、100周年事業としまして、「川崎の発展と環境の歴史を振り返り未来を考える企画展」を100周年事業の一環として実施したものでございます。内容といたしましては、市民参加型のワークショップであったりとか、そういったものを実施したものでございます。

続いて、28ページ、EVの自動車と充電器の普及促進に向けた取組を実施している内容でございます。

続きまして、ページ飛びまして、32ページをお願いいたします。プラスチック資源の分別収集を開始しているところでございます。冒頭に環境局長のほうから御案内がございましたけれども、昨年の4月から川崎区でスタートしておりまして、令和8年度に市内全域で実施するものでございます。

次のページ、ジモティースポットにおける官民連携のリユース実証実験、そして、100周年記念事業として実施しましたこども環境ポスターコンクールがでございます。

ページ飛びまして、35ページをお願いいたします。資料の下段でございますが、熱中症予防の新たな取組としまして、ちょこ涼といった、市民が一時的に暑さをしのぐ場所を昨年開設いたしました。

次のページに移っていただきまして、36ページ、中小企業の脱炭素化を地域ぐるみで推進する、脱炭素経営支援コンソーシアムを実施しているところでございます。

37ページをお願いいたします。こちらは「かわさきの環境の歴史を次の世代へ！」ということで、「川崎市デジタルアーカイブ かわさき環境100年史」を作成して、今、ウェブ上で公開しております。

こちらが御紹介の最後となります。脱炭素ライフスタイル行動変容プロジェクトということで、脱炭素アクションみぞのくちの会員の皆様方と連携して取組を進めております。

下段でございます。サステナ体験イベント「まるっとサステナフェスティバル&グルメウィーク」ということで、昨年度から溝ノ口を中心にこういった取組を実施しているところでございます。先ほど申し上げましたとおり、この資料は大変ボリュームが多うございますので、会議終了後にお時間がある際にでもお目通しいただければ幸いです。

説明は以上でございます。

○佐土原会長

ありがとうございました。ただいまの御説明に関して御質問、御意見、何か御発言があればと思いますけれども、いかがでしょうか。大部のものなので、とても目を通すのがまだできない状況だと思いますけれども、今、説明を伺って、何か。

○與本副会長

先ほどとも関連する質問なのですけれども、先ほどの特別緑地保全地区の指定であったり、あるいは都市緑化フェアで、川崎市が非常に緑化に力を入れていらっしゃることはよく分かるのですが、温室効果ガスと森林の関係についての質問です。

この白書の49ページに「市域の温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す」と、これは2050年で、2030年の目標としては50%削減という目標を掲げておりますが、実質ゼロとは、人為的なCO₂排出量と森林等のCO₂吸収量を差し引いてCO₂排出をゼロとみなすものという定義づけがされていますね。そうしますと、例えば2030年に向けて、このCO₂吸収量というのは算定すると何ヘクタールに相当するのか教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○脱炭素戦略推進室長

脱炭素戦略推進室です。こちらにつきましては、2030年目標の中で何ヘクタールという数字はございませんで、把握して御報告させていただければと思います。

○與本副会長

緑地の樹林地の目標が、2027年までに300ヘクタール、現状、254ヘクタールですが、要するにそれ以上だと思うのですね。2030年ということは。ですから、そこはちゃんと目標を明確にして、それを進捗管理していかないと、なかなか達成できないのではないかと、それは市民の実感ですけど、先ほどの特別緑地保全地区の指定とか、いろいろ御努力されていることはよく分かりますけれども、やっぱり2030年に向けてのちゃんと数値的な管理といいますか、目標に対してどれぐらい進捗しているのか、もし進捗していないとしたらどうすべきか、これは都市緑化フェアであり、100周年で、今、川崎市が力を入れている分野ですから、よろしくお願いします。

○佐土原会長

どうもありがとうございます。ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、ちょうど時間も来ておりますので、この件についてはこれで終わりたいと思います。

本日の議題については以上のとおりですけれども、その他ということで、寺園委員のほうから御意見をいただけると伺っているのですが、よろしいでしょうか。

○寺園部会長

これはお礼を言ったらよかったですか。事務局の方。

○佐土原会長

事務局のほうからちょっと事前をお願いいたします。

○事務局（環境局企画課長）

事務局から少し御案内させていただきますと、資源循環部会では、オンライン傍聴を今回実施していただいております、国のほうではこういった審議会関係、おおむねオンラ

イン傍聴というのが制度として実施されております。ただ、川崎市のほうでは、制度としてオンライン傍聴というのがまだ構築されていない状況でございまして、今回、資源循環部会のほうから、こういった審議会というのは広く市民に開かれた場所であるべきだということで、積極的にオンライン傍聴を導入すべきではないかという御提案をいただいたところでございます。川崎はまだ制度としては確立していないのですけれども、やはりその趣旨というのはおっしゃるとおりだなということでございまして、今回、資源循環部会で試行的に実施していただいたところでございます。そういったことで、寺園部会長からいろいろな御提案をいただいたということで理解しております。寺園部会長、もし何か補足等があればお願いいたします。

○寺園部会長

今おっしゃっていただいたとおりなのですけれども、今日の審議会もそうですし、私たちを含めた部会もそうだと思うのですが、川崎市民の生活とか、皆様のお考えとか行動にすごく関係があるものが多いにもかかわらず、先ほど白書もありましたし、部会報告とか、審議会の答申とか、実際にそれに触れる機会がある方は、残念ながら、ごくごく一部に限られてしまう。先ほど議論もありましたけれども、資源循環部会の中でも、清掃工場を多めに取っておくか、あるいは少なくして、より削減を目指すかとか、割と大きな方針も含めて、市民生活に非常に関わりがあるものですから、もっともっと最後のところは市民が選択できるぐらいの市民参加という関心を引き起こしたいと思っております。ということで、なかなか難しいところもあるかとは思いますが、せっかくオンラインという手段もありますし、市民の方の御理解、御関心を高めるべく、市としても御努力いただければと思って、今日は時間を取らせていただきました。どうもありがとうございます。

○佐土原会長

大変貴重な御意見をいただきましたと思いますので、これについて皆さんのほうから改めて何かございませうでしょうか。特によろしいでしょうか。ぜひ多くの方々に関心を持っていただいて、御意見等もいただけるような機会ということで、オンラインでの傍聴は一つの大事な手段かと思っておりますので、ぜひ事務局のほうで御検討いただければと思います。

資源循環部会のほうでは試行的に実際やってみたということですね。そのあたりの経験も踏まえて、ぜひ、オンライン傍聴が可能な環境づくりに向けて御検討を前向きに進めて

いただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、そのほか、何か皆様からありますでしょうか。

○森脇委員

市民委員の森脇と申します。私は脱炭素化の部会に属しておりますけれども、委員を委嘱いただいてからほぼ1年になりますが、我々の脱炭素化部会で検討するような諮問をまだいただいていないということを変に残念に思っております。皆さん御存じのとおり、川崎市は東京都とほぼ時を同じくして、新築の建造物に太陽光発電設備をつけるということについて、建築業者に義務化するという条例改正をやっていて、そこに関しては、日本の中でも先進的な動きをしている、そういう都市であるというふうに認識はしているのですが、新築のものにつけていくというのは、これから新しく造られていくものにはついていくかもしれないのだけれども、ものすごくたくさんある既設の設備に対しては何もしないのかと、それはどういうふうにしていくのかということについて、新しいものにつけていくということを条例化した後、次に既設のものに対してどう手を打っていくのかということに対して、何も手が打たれていないのか、検討されていないのか、そこがすごく気になっています。

皆さんもすごく体感されたと思うのですが、2024年、昨年、恐ろしく暑い1年でした。統計開始以来、日本は一番暑い1年を過ごした。それだけではありません。世界はパリ協定で、産業革命前に対してプラス1.5度に抑制しようという努力目標を掲げたけれども、ヨーロッパの調査期間の報告では、もう1.6度になっているじゃないかというような報告すら上がっている状態で、全然達成できていませんというか、今削減する目標を立てているのだけれども、それをやったからといって、努力目標として掲げたプラス1.5度に到底及ばないのではないかとすら言われています。そんな中で、ゆっくり検討している場合じゃないなというふうに思いますので、ぜひどしどし諮問をいただきたいということを訴えさせていただいて、私の意見ということで、大変失礼かもしれませんが、本当に市民の声を代表してお伝えしたいと思ってお話をさせていただきました。ありがとうございます。

○佐土原会長

どうもありがとうございました。ほかに御意見はありませんでしょうか。今の御意見も

ぜひ事務局のほうで受け止めていただいて、御検討いただければと思います。

それでは、時間にもなりましたので、今日は大変熱心な議論をいただきまして、ありがとうございました。事務局にお返ししますので、よろしくお願いいたします。

○事務局（環境局総務部長）

佐土原会長、ありがとうございました。

それでは、閉会に当たり、建設緑政局長から御挨拶を申し上げます。

○建設緑政局長挨拶

御紹介をいただきました川崎市建設緑政局の福田でございます。

本日はお忙しい中、長時間にわたり、大変貴重な御意見をいただきました。また、御審議、ありがとうございました。いただいた意見、特に後半いただいた、目標を設定した上で、数値等でどう表して進捗管理するのかというのは非常に大事なことだと思っております。ただ、全てにおいてそれが追っていけるかどうかというのは非常に難しい課題でもあります。この辺につきまして、我々、建設緑政局及び環境局と連携しながら、一人でも多くの方に、どういうことに取り組んで、どういうものを市が発信しているかということをお伝えするのは非常に大事なことでございますので、その辺についてはこれから工夫させていただきたいと考えてございます。

今、私どもの建設緑政局におきまして、環境行政というところで主に緑に関することとなっております。この審議会では、緑の基本計画についてですとか、あとは、先ほどありました保全地域の活用などについていろいろ御審議をいただいております。今後もしろいろな話題、議題についてまた御審議いただく場があるかと思いますので、よろしくお願いいたします。

皆さん御案内のとおり、昨年、私ども、市制100周年を迎えまして、その象徴的な事業といたしまして、全国都市緑化かわさきフェアを秋に開催させていただきました。全国でも初めとなる2期開催ということで、今年も3月22日にまた同じように開催させていただく。あくまでも一過性のイベントではなく、都市の緑というものを非常に大切にしながら、緑のまちづくりをこれから川崎は目標として掲げて頑張っていきたいと思っております。また、春のフェアに多くの方に御来場いただき、川崎という都市部の中でも緑の効果ですとか、効用というものを再認識いただきながら、それに向かって新しいまちづ

くりをつなげていきたいと考えてございますので、また皆様方の御協力をよろしくお願いしたいと思います。

本日は長時間にわたりまして、御審議ありがとうございました。

○事務局（環境局総務部長）

それでは、これもちまして令和6年度第2回川崎市環境審議会を終了いたします。委員の皆様、ありがとうございました。

—閉会—